

## 議案第43号

佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の改正について

佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年2月24日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の一部を改正する条例

佐野市水と緑と万葉のまち景観条例（平成23年佐野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条中「景観形成重点エリア」の次に「（以下「重点エリア」という。）」を加え、「活かした」を「生かした」に改める。

第10条中「法第16条第7項第11号」を「景観計画区域内（重点エリアの区域内を除く。）に係る法第16条第7項第11号」に改め、同条第2号中「別表」を「別表第2」に、「規模である」を「要件を満たす」に改め、同条第3号中「（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

重点エリアの区域内に係る法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認をいう。）を要しない建築物の増築、改築又は移転
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（壁面及び屋根の合計面積の2分の1以下の変更を行うものに限る。）
- (3) 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の新設、増築、改築又は移転
- (4) 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（表面積の2分の1以下の変更を行うものに限る。）
- (5) 土地の区域面積が1,000平方メートル以下である開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開

発行をいう。以下同じ。)

第12条第1項中「法第16条第3項の規定による勧告」を「前条の勧告又は命令」に、「当該勧告に」を「これに」に改め、「及び当該勧告」の次に「又は命令」を加え、同条第2項中「勧告」の次に「又は命令」を加える。

別表中「規模」を「要件」に、「さく」を「柵」に改め、同表に次のように加える。

太陽光発電設備その他これに類するもの	建築物の屋根、壁面若しくは屋上に設置するもの又は土地に自立して設置するものであって高さが4メートル以下で、かつ、事業区域面積が500平方メートル以下のもの
--------------------	---

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第10条関係）

区分	要件
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.5メートル以下のもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが6メートル以下のもの
記念塔、電波塔その他これらに類するもの	高さが4メートル以下のもの
広告塔、広告板その他これらに類するもの	もの
高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが8メートル以下のもの
彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さが4メートル以下のもの
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが6メートル以下のもの

鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	高さが8メートル以下のもの
外灯、照明灯その他これらに類するもの	高さが1.8メートル以下のもの
自動販売機その他これに類するもの	
太陽光発電設備その他これに類するもの	建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する行為について適用し、施行日前に着手した行為については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例による改正後の第10条並びに別表第1及び別表第2の規定により景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出を要することとなる行為であつて、施行日以後に着手するものに係る当該届出は、施行日前においても行うことができる。

理 由

届出を要しない行為に係る規定を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(景観形成重点エリア)</p> <p>第8条 市長は、景観計画区域内において景観形成重点エリアを指定し、重点的に地域の個性を<u>活かした</u>良好な景観の形成を図るものとする。</p> <p>(届出を要しない行為)</p> <p>第10条 <u>法第16条第7項第11号の条例</u>で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(景観形成重点エリア)</p> <p>第8条 市長は、景観計画区域内において景観形成重点エリア(以下「重点エリア」という。)を指定し、重点的に地域の個性を<u>生かした</u>良好な景観の形成を図るものとする。</p> <p>(届出を要しない行為)</p> <p>第10条 <u>重点エリアの区域内に係る法第16条第7項第11号の条例</u>で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) <u>建築確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認をいう。)を要しない建築物の増築、改築又は移転</u></p> <p>(2) <u>建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(壁面及び屋根の合計面積の2分の1以下の変更を行うものに限る。)</u></p> <p>(3) <u>別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の新設、増築、改築又は移転</u></p> <p>(4) <u>別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(表面積の2分の1以下の変更を行うものに限る。)</u></p> <p>(5) <u>土地の区域面積が1,000平方メートル以下である開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 <u>景観計画区域内(重点エリアの区域内を除く。)</u>に係る法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる規模である工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 土地の区域面積が1万平方メートル以下である開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。）

(公表)

第12条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、佐野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(新設)

(2) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 土地の区域面積が1万平方メートル以下である開発行為

(公表)

第12条 市長は、前条の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告又は命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、佐野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

別表第1（第10条関係）

<u>区分</u>	<u>要件</u>
<u>柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの</u>	<u>高さが1.5メートル以下のもの</u>
<u>煙突、排気塔その他これらに類するもの</u>	<u>高さが6メートル以下のもの</u>
<u>記念塔、電波塔その他これらに類するもの</u>	<u>高さが4メートル以下のもの</u>
<u>広告塔、広告板その他これらに類するもの</u>	
<u>高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの</u>	<u>高さが8メートル以下のもの</u>
<u>彫像、記念碑その他これらに類するもの</u>	<u>高さが4メートル以下のもの</u>
<u>電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物</u>	<u>高さが6メートル以下のもの</u>

<u>鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</u>	
<u>穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</u>	<u>高さが8メートル以下のもの</u>
<u>外灯、照明灯その他これらに類するもの</u>	<u>高さが1.8メートル以下のもの</u>
<u>自動販売機その他これに類するもの</u>	
<u>太陽光発電設備その他これに類するもの</u>	<u>建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの</u>

別表（第10条関係）

区分	規模
<u>さく、塀、垣（生け垣を除く。）</u> 、擁壁その他これらに類するもの	高さが5メートル以下のもの
(略)	(略)

別表第2（第10条関係）

区分	要件
<u>柵、塀、垣（生け垣を除く。）</u> 、擁壁その他これらに類するもの	高さが5メートル以下のもの
(略)	(略)
<u>太陽光発電設備その他これに類するもの</u>	<u>建築物の屋根、壁面若しくは屋上に設置するもの又は土地に自立して設置するものであって高さが4メートル以下で、かつ、事業区域面積が500平方メートル以下のもの</u>